

一般社団法人 日本再生産業開発機構 慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本再生産業開発機構（以下「当機構」という。）の正会員と賛助会員及びその家族に贈与する慶弔金並びに見舞金に関する基準を定めたものである。（但し、正会員及び賛助会員とは当機構に選任登録した者とする。）

(種類)

第2条 当機構の慶弔見舞金の種類は、次の通りとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 弔慰金
- (4) 傷病見舞金
- (5) 災害見舞金
- (6) その他の慶弔見舞金

(慶弔見舞金の支給申請)

第3条 慶弔見舞金の支給申請は、速やかに所定の様式に必要な事項を記入し、理事長に提出するものとする。

2. 前項の届出を怠った場合は、その届出を怠ったことにより正会員と賛助会員及びその家族が不利益または損失を被ることがあっても、当機構はその責任を負わない。

(重複の取り扱い)

第4条 2人以上の正社員が同一事由に基づき慶弔見舞金を受ける資格のある場合は、いずれか一方の有利な条件の者についてのみ贈与し、重複して適用しない。ただし、第6条第3項についてはこの限りでない。

(受給資格)

第5条 この規定の適用は、当機構に入会後に適用する。

(結婚祝い金)

第6条 正会員が結婚した場合には、次の通りの結婚祝い金を贈与する。

(1) 本人の場合	30,000円
(2) 子供の場合	10,000円

2. 再婚の場合は、規定額を贈る
3. 結婚の当事者双方が正会員である場合は規定額をそれぞれに贈る

(出産祝い金)

第7条 正会員またはその配偶者が子女を出産した場合は次の通り出産祝い金を贈与する。ただし夫婦共社員の場合はどちらか一方に贈与する。

子女1人につき	10,000円
---------	---------

2. 双子の場合は、規定金額の2倍とする
3. 死産または1週間以内に死亡したときは、第8条の弔慰金を支給する。

(死亡弔慰金)

第8条 正会員及び賛助会員とその家族が死亡した場合は、次の通り弔慰金を贈与する。

[正会員]

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 本人 | 30,000円と生花1基 |
| (2) 配偶者 | 20,000円と生花1基 |
| (3) 子女 | 20,000円と生花1基 |
| (4) 父母 | 10,000円と生花1基 |
| (5) 配偶者父母 | 10,000円 |

[賛助会員]

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 本人 | 10,000円と生花1基 |
| (2) 配偶者 | 10,000円と生花1基 |
| (3) 子女 | 10,000円と生花1基 |
| (4) 父母 | 10,000円 |
| (5) 配偶者父母 | 5,000円 |

(入院による傷病見舞金)

第9条 正会員が傷病等のため入院した場合は、次の通り見舞金を贈与する。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 入院1週間以上 | 10,000円 |
| (2) 入院1ヶ月以上 | 20,000円 |

(災害見舞金)

第10条 正会員が天災・地災・その他不慮の災害により、住居に損害を被った場合は次の通り災害見舞金を贈与する。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 全焼・全壊・全流失 | 30,000円 |
| (2) 半焼・半壊・半流失 | 10,000円 |

(その他の慶弔見舞金)

第11条 前各号に定めのないもので状況により贈与の必要がある場合は、当機構がその都度定めるものとする。

(付則)

この規則は、平成24年1月16日から施行する。